

居 宅 介 護 支 援

重 要 事 項 説 明 書

居宅介護支援重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0895-20-3175 (午前8:30～午後5:30)

担当介護支援専門員 あなたの担当は () です。

※上記連絡先につながらない場合は、法人代表番号0895-27-3611

担当管理者 () までご連絡下さい。

※ ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 社会福祉法人正和会 指定居宅介護支援事業所 やすらぎの杜の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	社会福祉法人正和会指定居宅介護支援事業所やすらぎの杜
所在地	宇和島市保田甲1932番地2
介護保険指定番号	愛媛県3870300104号
サービスを提供する地域	宇和島市

※上記の地域以外の方でもご希望の方はご相談ください

(2) 同事業所の職員体制

	配置	業務内容
管理者	1名	管理業務、介護保険代行申請 要介護認定訪問調査・ケアプラン作成
職員	1名以上	介護保険代行申請 要介護認定訪問調査・ケアプラン作成

(3) 営業日ならびに営業時間

営業日 : 月曜日～金曜日 (ただし国民の祝日・12月30日～1月3日・地方祭を除く)

営業時間 : 午前8:30～午後5:30

緊急時等の場合、および利用者の方の希望がある場合には、法人代表番号(0895-27-3611)にご連絡ください。(24時間連絡可能)

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

- ① 各市町村へ介護保険の申請手続きが必要です。（当事業所でも、代行申請ができます）
- ② 要介護認定・要支援認定調査を調査員が居宅へ訪問し行います。
- ③ 各市町村より、文書で介護度の決定通知があります。
- ④ 本人 ・ 家族 ・ 介護支援専門員（ケアマネジャー）とで仮介護計画書（仮ケアプラン）の作成をします。
- ⑤ サービス担当者会議の開催（本人・家族・担当ケアマネジャー・希望したサービス事業者間で、仮のケアプランについて話し合いをします）をします。
- ⑥ 介護計画書（ケアプラン）の決定。
- ⑦ サービス利用の開始。
- ⑧ サービス利用の開始後も担当介護支援専門員（ケアマネジャー）が、本人・家族・利用しているサービス事業者より情報を収集し、状態が変化した場合（問題が発生した場合）は、的確な対応をします。

4. 利用料金（ケアプラン作成料）

- (1) 利用料（ケアプラン作成料） 無料

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

※保険料の滞納により、法的代理受領できなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて別紙1-①の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日所在地市町村の窓口へ提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

- (2) 交通費

サービス実施地域の方は無料です。

※サービス実施地域以外の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行った場合は、交通費として片道250円徴収させていただきます。ただし、事前に文書で説明を行います。

- (3) 解約料

事前に連絡することにより、利用者の方はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

5. サービスの利用方法

- (1) サービスの利用開始

まずは、お電話でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。

契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

①利用者のご都合でサービスを終了する場合

事前にお申し出下さればいつでも解約できます。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

(ア) 利用者が介護保健施設に入所した場合

(イ) 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

※この場合、条件を変更して再度契約することができます。

(ウ) 利用者がお亡くなりになった場合

④その他

利用者やご家族などが当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

(3) 事故発生時の対応等

① 事業所は、事業所業務の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

② 事業所は、事業所業務の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(4) 苦情等の申し出

① 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置

事業所内に常設の窓口を設置し、常勤の職員を担当者とする。

（電話） 0895-20-3175

② 利用者からの相談・苦情等の申し出があり、その案件が軽微なもので受理担当者において直ちに処理できる者については、その都度対応処理する。

③ 受理担当者において処理できないと判断される案件については、詳しい内容について関係者から聞き取り、および調査を行い上司に報告して、管理者を長とする関係者検討会を行い、その具体的処理について迅速適切に対応する。

④ 当事業所以外に、下記の相談・苦情窓口で苦情を申し出ることができます。

・宇和島市高齢者福祉課介護保健係 受付時間 8:30~17:15（平日）

電話 0895-24-1111 FAX 0895-24-1126

・愛媛県国民健康保険団体連合会 受付時間 8:30~17:15（平日）

電話 089-968-8700 FAX 089-968-8717

6. 当事業所の居宅介護支援の特徴

(1) 運営の方針

- ① 介護支援事業は、要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行います。
- ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- ③ 指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意思および人格を尊重、常に利用者の立場にたつて、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。
- ④ 事業の運営にあたっては、市町村、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保健施設等との連携に努めます。
- ⑤ 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。
- ⑥ 支援事業の提供にあたっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとします。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

基本調査からケアプランまでの一貫したかかわりにより利用者のニーズの適正な把握を行い、サービスの向上に努めます。

※ このときお聞きした内容で必要と思われる事項については、サービス担当者会議（ケアカンファレンス）において各サービス提供機関に公表する場合がありますので、あらかじめご了承ください。なお個人情報についてどうしても公表されたくない事項があれば事前にお申し出ください。

7. 介護サービス情報の公表について

当事業所は、介護サービス事業者の情報提供、サービスの質の確保・向上を目的として、介護サービスの内容及び運営状況に関する情報（職員体制等の基本情報、サービス提供内容の記録管理の有無などの調査情報）を、要介護者等が適切かつ円滑に介護サービスを利用することができる機会を確保するために、インターネット上に公表しています。

公表サイトは、<http://ehime-kaigokouhyou.jp/> です。